

常滑市債権管理基本方針

平成25年1月
常滑市

～ 目 次 ～

<u>1. 趣 旨</u>	1
<u>2. 現状と課題等</u>	1
(1) 債権の現状	
(2) 課題等	
<u>3. 債権の分類</u>	2
(1) 債権の種類	
(2) 主な市の債権の分類	
<u>4. 債権管理の流れ</u>	4
(1) 基本的な債権管理の流れ	
(2) 督促と催告	
(3) 滞納処分と強制執行	
<u>5. 債権の時効</u>	7
(1) 債権の時効	
(2) 時効の中断	
(3) 時効の中断事由	
(4) 主な市の債権の時効	
<u>6. 法的手段の検討(非強制徴収公債権及び私債権)</u>	9
A：少額訴訟	
B：支払督促	
◎法的手段に係る今後の対応 ～「支払督促」の活用～	
<u>7. 外部委託の検討</u>	16
(1) 外部委託の想定業種について	
(2) 外部委託内容等について	
(3) 委託に関する今後の対応等	
<u>8. 債権の放棄等</u>	20
(1) 非強制徴収公債権及び私債権の放棄	
(2) 強制徴収公債権の消滅	
<u>9. 滞納情報の取扱い</u>	21
(1) 個人情報の保護	
(2) 強制徴収公債権に係る滞納情報の共有	
(3) 非強制徴収公債権及び私債権に係る滞納情報の取扱い	
<u>10. 円滑な債権回収の実施に向けた環境整備</u>	22
(1) 「常滑市債権管理条例」の制定	
(2) 訴訟手続に係る議決に関する課題への対応	
(3) 債権回収に係る法的手続の専門組織の検討	
<u>11. 債権回収に係る今後の方針(まとめ)</u>	23
(1) 「強制徴収公債権」に関する対応	
(2) 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に関する対応	
 (参考資料) 債権管理のフロー図	 24

1. 趣 旨

市税をはじめとする市の各種債権については、税務課はじめ各担当課で収納業務を行っており、また、「市長マニフェスト実施手順（平成24年2月）」では、債権回収業務の民間委託等による“収納率向上”を位置付けている。

市民の負担の公平性を確保し、全庁的に共通認識を持って債権管理について適正化を図ることを目的に、債権管理に係る基本方針を定めることとする。

2. 現状と課題等

（1）債権の現状

市の債権管理については、各担当課において適切な収納に努めているが、債権の一部において以下のとおり滞納が生じていることから、平成23年度からは「愛知県知多地方税滞納整理機構」に参加するなど、さらなる収納率向上に取り組んでいる。

○主な債権の滞納状況

NO.	債権	担当課	平成23年度分				参考(千円) 過年度分 滞納額
			全体額(千円)	滞納額(千円)	滞納率	件数(件)	
1	市税	税務課	11,739,305	106,734	0.9%	6,419	439,130
2	国民健康保険税	税務課	1,516,591	101,770	6.7%	4,550	385,877
3	介護保険料	福祉課	649,150	3,294	0.5%	621	4,255
4	保育園保育料	こども課	187,353	565	0.3%	6	4,000
5	保育園(私的・延長・主食)	こども課	109,619	371	0.3%	17	2,611
6	後期高齢者医療保険料	保険年金課	405,480	692	0.2%	87	1,219
7	給食費	学校教育課	223,500	733	0.3%	29	3,719
8	幼稚園授業料	学校教育課	15,857	9	0.1%	1	337
9	市営住宅使用料	都市計画課	64,672	2,298	3.6%	119	20,658
10	水道使用料 ※	水道課	1,133,477	8,140	0.7%	194	2,251
11	公共下水道使用料	下水道課	277,327	5,826	2.1%	114	264
12	集落排水施設使用料	下水道課	46,544	115	0.2%	8	7
13	公共下水道受益者負担金	下水道課	24,917	1,393	5.6%	211	7,606
14	入院診療費 ※	病院管理課	2,679,447	721	0.0%	9	21,819
15	外来診療費 ※	病院管理課	1,211,921	622	0.1%	16	2,700
	計		20,285,160	233,283	1.2%	12,401	896,453

※:数字は平成24年3月末決算値(水道使用料と診療費関係は企業会計の都合上、H24.8末現在値とした。)

（2）課題等

①統一ルールの整備

市の各種債権の管理については、各種法令に基づき各課個別に運用しており、より適正な債権管理のために全庁的な統一ルールを整備する必要がある。

②効率的・効果的な債権管理方法の検討

職員数の削減を進める中で、各課の業務のうち債権管理事務が占める割合が相対的に増加傾向にあり、市民の負担の公平性を確保するため、より効率的かつ効果的な方法で債権を管理する必要がある。

3. 債権の分類

(1) 債権の種類

市の取り扱う債権については、地方自治法 240 条 1 項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義されており、根拠法や契約形態によって主に「公債権」と「私債権」に、また、滞納処分規定の有無により「強制徴収債権」と「非強制徴収債権」に分類することができる。

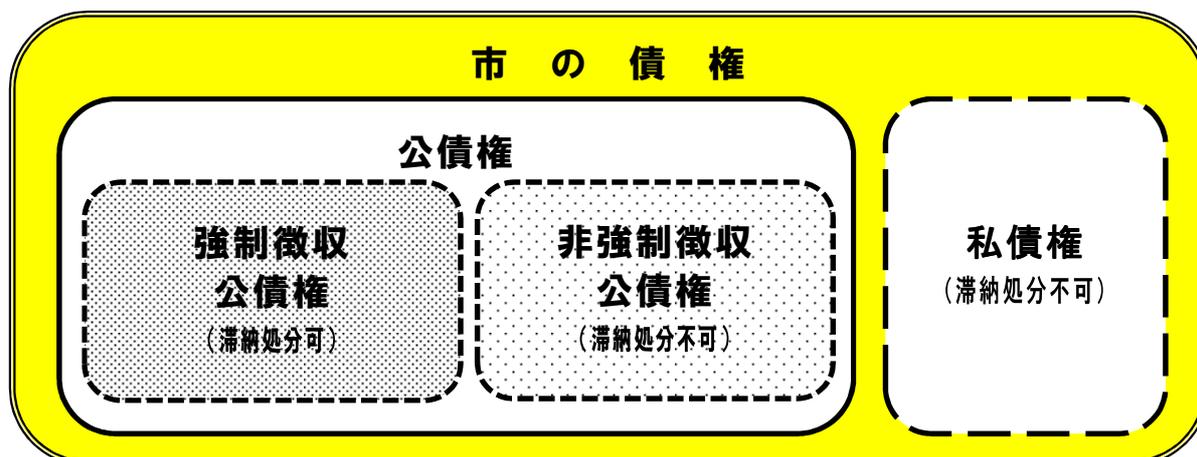
市の各種債権について、公債権で強制徴収可能な債権を「強制徴収公債権」、公債権で強制徴収できない債権を「非強制徴収公債権」、それ以外の私法上の契約等に基づく債権を「私債権」と3分類し、債権の性格や時効等について整理すると下表のとおりである。

○債権の分類一覧

分類	公債権 (公法上の債権)		私債権 (私法上の債権)
	強制徴収債権 (滞納処分規定あり)	非強制徴収債権 (滞納処分規定なし)	
債権の種類	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
債権の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公法上の原因（処分・賦課決定）により発生 ・ 不服申立可 ・ 督促手数料、延滞金の徴収可（条例による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私法上の原因（契約・合意）により発生 ・ 不服申立不可 	
時効	時効経過後、時効の援用なしに債権は消滅		債権の消滅には、時効の援用が必要
債権の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税 ・ 後期高齢者保険料 ・ 保育園保育料 ・ 下水道使用料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園授業料 ・ 農業集落排水施設使用料 ・ 公の施設使用料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅使用料 ・ 水道料金 ・ 診療費 ・ 学校給食費 等

※個別債権の分類は、個別法令、判例等により異なる場合がある。

○債権の分類イメージ



(2) 主な市の債権の分類

市が扱う各種債権について上記により分類すると以下のとおり。

①強制徴収公債権

公法上の金銭債権のうち、滞納処分（差押、公売等）の例により強制的に回収できる債権

No.	料金等	根拠法令 () 内は滞納処分に関する条項	担当課
①	市 税	地方税法 2 条 (331 条他)	税務課
②	国民健康保険税	地方税法 703 条の 4 (728 条 7 項)	税務課
③	後期高齢者保険料	高齢者の医療の確保に関する法律 104 条 (113 条)	保険年金課
④	介護保険料	介護保険法 129 条 (144 条)	福祉課
⑤	保育園保育料	児童福祉法 56 条 3 項 (56 条 10 項)	こども課
⑥	下水道使用料	下水道法 20 条 (自治法附則 6 条)	下水道課
⑦	下水道事業受益者負担金	市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 6 条 (都市計画法 75 条 5 項)	下水道課

②非強制徴収公債権

公法上の金銭債権のうち、滞納処分の規定がなく、支払督促等の手続を経て裁判所の強制執行により回収できる債権

No.	料金等	根拠法令	担当課
①	幼稚園授業料	学校教育法 6 条 市立幼稚園授業料徴収条例 1 条	学校教育課
②	農業集落排水施設 使用料	市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理 に関する条例 12 条	下水道課
③	公の施設使用料	地方自治法 225 条	各 課

③私 債 権

契約等当事者間の合意の上に発生する私法上の金銭債権で、非強制徴収公債権と同様に滞納処分の規定がなく、支払督促等の手続を経て裁判所の強制執行により回収できる債権

No.	料金等	根拠法令	担当課
①	市営住宅使用料	公営住宅法 16 条、市営住宅管理条例 14 条	都市計画課
②	水道料金	地方公営企業法 21 条	水道課
③	市民病院診療費	(医療行為、調剤)	病院管理課
④	学校給食費	学校給食法 11 条 2 項	学校教育課

4. 債権管理の流れ

(1) 基本的な債権管理の流れ

債権管理については、債権の根拠法等によって異なるが、基本的な流れは以下のとおりである。

流れ		①強制徴収公債権	②非強制徴収公債権	③私債権
1	債権の発生	賦課処分 ↓ 納入の通知	賦課処分 ↓ 納入の通知	契約等 ↓ 納入の通知
2	日常の債権管理	日常の台帳管理、納期内納付促進等 (滞納の発生を未然に防止)		
納期限の到来 (→完納)				
～滞納債権の発生～				
3	滞納債権の回収	督促状送付 (→完納) ・時効の中断あり ・滞納処分の前提行為 ・納期限後 20 日以内	督促状送付 (→完納) ・時効の中断あり	督促状送付 (→完納) ・時効の中断あり
		↓	↓	↓
		催告 (→完納) ・文書・電話等随時 ・6ヶ月以内の法的手続で時効の中断あり	催告 (→完納) ・文書・電話等随時 ・6ヶ月以内の法的手続で時効の中断あり	催告 (→完納) ・文書・電話等随時 ・6ヶ月以内の法的手続で時効の中断あり
		↓	↓	↓
		納付相談 (→分納)	納付相談 (→分納)	納付相談 (→分納)
		↓	↓	↓
財産調査 ・債務者の調査	支払督促等法的手続	支払督促等法的手続		
↓	↓	↓		
滞納処分(→回収) ・差押、換価、配当	債務名義の取得	債務名義の取得		
↓	↓	↓		
	強制執行(→回収)	強制執行(→回収)		
4	債権の消滅	時効期間の満了 (時効の援用不要) 又は 滞納処分執行停止 (執行停止3年間継続による消滅又は即時消滅)	時効期間の満了 (時効の援用不要) 又は 債権の放棄	時効期間の満了 (時効の援用必要) 又は 債権の放棄
		会計上の不納欠損処理		

※個別法等で別に定めがある場合はこの限りではない。

(2) 督促と催告

①督促について

滞納債権の回収手続中の“督促”については、地方自治法、地方税法等法令に基づく行為で、督促により時効が中断され、特に強制徴収公債権においては、督促行為が滞納処分を実施する上での前提条件になる。

②催告について

“催告”については、自主的な納付を促すための請求行為であり、滞納処分的前提条件にはならず、時効の中断のためには催告後 6 ヶ月以内に法的手続を実施する必要がある。

○督促と催告の違い

区分	督促	催告
公債権、私債権の適用	公債権、私債権問わず発付できる。 公債権は個別法律の規定又は自治法 231 条の 3 第 1 項による。 私債権は地方自治法施行令 171 条による。	公債権、私債権を問わず発付できる。
滞納処分との関連	強制徴収公債権では滞納処分的前提である。(地方自治法 231 条の 3 第 3 項)	滞納処分的前提ではなく、単なる納期限後の請求でしかない。 ただし、期限の定めのない債務を延滞に陥らせる効果はある(民法 412 条)。
時効の中断	督促状により時効の中断が生じる。自治体の私債権は、督促により時効の中断が認められている(地方自治法 236 条 4 項) 督促による時効の中断は最初のものに限られ、2 回目以降の督促は催告として扱われる。	催告後 6 箇月以内に差押えなどの法的措置がなければ時効は中断しない(民法 153 条)。
手数料	公債権は自治法 231 条の 3 第 2 項を受けた条例の規定により督促手数料が徴収できる。	催告による手数料の徴収はできない。
延滞金、遅延損害金	督促しなければ延滞金は徴収できない。 各債権の個別法律又は地方自治法 231 条の 3 第 2 項を受けた条例で定める率による延滞金が徴収できる。	催告の有無に関わらず、契約書の確定期限があれば期限から、期限の定めがなければ原則として請求時から年 5% の遅延損害金が徴収できる(民法 404、412、419 条)。 支払期限がなければ催告により、遅延損害金の発生が生じる。商事利息は 6% (商法 514 条)。
発付時期	通常は条例により当初の納期限後 20 日以内とする。ただし、納期限後 20 日以後に督促しても効力はある。 督促の規定は訓示規定である。 (税は納期限後 20 日以内(地方税法 329 条))	納期限後に随時に催告書を発付できる。
不服申立て	不服申立てができる。 自治法による督促の場合は、30 日以内に不服申立てができ、議会に諮問が必要(地方自治法 231 条の 3 第 6 項)	不服申立てはできない。

○出典：「自治体のための債権回収 Q&A 現場からの質問」(第一法規)より抜粋・調整

(3) 滞納処分と強制執行

①滞納処分（強制徴収公債権）

「強制徴収公債権」については、地方自治法 231 条の 3 第 3 項で“督促を受けた者が指定された期限までに納付しないときは地方税の滞納処分の例により処分することができる”とされており、督促・催告等に応じない債務者に対しては、差押え等“滞納処分”による債権回収を行う。

②強制執行（非強制徴収公債権及び私債権）

「非強制徴収公債権」及び「私債権」については、法令に滞納処分が規定されておらず、地方自治法施行令 171 条の 2（強制執行等）で“債務名義のある債権は強制執行の手続きを取り、債務名義がない場合は訴訟手続きにより履行を請求すること”等と規定されており、督促・催告等に応じない債務者に対しては、裁判所への支払督促の申立て等を通じて債務名義を取得し、“強制執行”による債権回収を行う。

○滞納処分・強制執行一覧

項目	滞納処分	強制執行
対象債権	強制徴収公債権	非強制徴収公債権及び私債権
根拠法令	地方自治法 231 条の 3 第 3 項 (督促、滞納処分等) その他、国税徴収法等	地方自治法施行令 171 条の 2 (強制執行等)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の差押え ・財産の換価 ・換価代金の配当 	<ul style="list-style-type: none"> ・担保の処分、競売等による担保権の実行、保証人への履行請求 ・債務名義のある債権の強制執行(差押え等)の実施 ・訴訟手続きによる履行の請求と債務名義の取得
督促	滞納処分の前提条件に該当 (地方自治法 231 条の 3 第 3 項) 時効の中断あり (地方自治法 236 条 4 項) (督促状の到達日から時効進行)	時効の中断あり (督促状の到達日から時効進行)
催告	時効の中断のためには 6 ヶ月以内に法的手続(差押え等)が必要(民法 153 条)	時効の中断のためには 6 ヶ月以内に法的手続(支払督促の申立等)が必要(民法 153 条)
財産調査	国税徴収法 141 条(質問及び検査)に基づく調査 金融機関への預貯金の照会、生命保険等の調査等が可能	法令によらない任意調査 住民票、戸籍謄本の照会の他は、勤務先、土地、建物等の調査から資産状況を判断
債務名義の取得	不要	支払督促・少額訴訟等による債務名義の取得が必要

5. 債権の時効

(1) 債権の時効

市の債権については、各根拠法令により時効期間が2年、3年、5年等と定まっており、時効期間が満了し以下の場合にその債権は消滅する。

①公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権）

時効期間が満了することにより時効の援用なしに債権は消滅する。また、債務者はその利益を放棄することができない（債権者は請求できず、債務者は納付することができない）。

（地方税法18条2項、地方自治法236条2項）

②私債権

時効期間が満了し、債務者による時効の援用がなされることにより債権は消滅する。また、債務者は時効期間満了後でも時効の援用をせずに時効の利益を放棄することも可能

（民法145条、同146条）

(2) 時効の中断

時効の満了により市の債権が消滅することを防ぐためには、時効を“中断”させる必要がある。

債権の時効は、地方税法や地方自治法上の督促等の他、以下の事由により中断させることが可能で、時効が中断するとそれまで進行していた時効期間はいっさいの効力を失い、中断の事由が終了すると、その時点から新しい時効が進むことになる。（民法157条）

なお、中断事由に含まれる“催告”については、裁判所の関与がなく権利の存在が公権的に認められているわけではないことから、催告後6ヶ月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て等一定の処分を行わない限りは、時効の中断の効力が生じない。（民法153条）

(3) 時効の中断事由

時効の中断事由については、民法等で以下のとおり規定されている。

【民法147条関係】

①請 求 裁判上の請求、支払督促、和解・調停の申立、催告等

②差押え、仮差押え又は仮処分

- ・差押え／不動産競売、動産の競売・せり売り、債権差押
- ・仮差押・仮処分／裁判所に債務者の財産の処分禁止を命じてもらう手続

③承 認 借金を認める行為、分割支払書類への押印、借金の一部返済等

【地方税法18条関係】

①納付または納入に関する告知、②督促、③交付要求

【地方自治法236条4項関係】

①納入の通知、②督促

※2回目以降の「督促」行為は、民法153条の「催告」となる。

(4) 主な市の債権の時効

公債権の時効期間については、地方税法及び地方自治法で規定される5年をはじめその他個別法で規定されており、私債権の時効期間については、民法等で1年～10年と規定されている。

市の各種債権の時効期間とその根拠法等は以下のとおり。

①強制徴収公債権

No.	料金等	時効	根拠法令	時効の援用
①	市 税	5年	地方税法 18条 1項	不要
②	国民健康保険税	5年	同上	不要
③	後期高齢者保険料	2年	高齢者の医療の確保に関する法律 160条 1項	不要
④	介護保険料	2年	介護保険法 200条 1項	不要
⑤	保育園保育料	5年	地方自治法 236条 1項	不要
⑥	下水道使用料	5年	地方自治法 236条 1項	不要
⑦	下水道事業受益者負担金	5年	都市計画法 75条 7項	不要

②非強制徴収公債権

No.	料金等	時効	根拠法令	時効の援用
①	幼稚園授業料	5年	地方自治法 236条 1項	不要
②	農業集落排水施設使用料	5年	地方自治法 236条 1項	不要
③	公の施設使用料	5年	地方自治法 236条 1項	不要

③私 債 権

No.	料金等	時効	根拠法令	時効の援用
①	市営住宅使用料	5年	民法 169条	必要
②	水道料金	2年	民法 173条 1号	必要
③	市民病院診療費	3年	民法 170条 1号	必要
④	学校給食費	2年	民法 173条 3号	必要

なお、民法で10年より短い時効期間（1年、2年、3年、5年など）の定めがある債権であっても、訴訟による確定判決によって確定した権利については、その時効期間は10年となる。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても同様に10年となる（民法 174条の2）。

(参考) 債権の消滅時効に関する民法と自治法の相違点

	民法	自治法
時効期間	10年（民法 167条 1項） 短期消滅時効（民法 169条以下）	5年（自治法 236条 1項）
援用	必要（民法 145条）	不要（自治法 236条 2項）
時効利益の放棄	時効の完成後可（民法 146条） 援用権の喪失あり	不可（自治法 236条 2項）
中断事由	裁判上の請求等（民法 147条 1号） 催告は、6ヶ月以内に裁判上の請求を要す（民法 153条）	納入通知、督促（自治法 236条 4項）

○出典：「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」（第一法規）より抜粋・調整

6. 法的手段の検討（非強制徴収公債権及び私債権）

市の債権に対する滞納者については、生活困窮等により支払が困難な滞納者の他、実際には支払能力があるにも関わらず、支払拒否を続けるような“悪質な滞納者”も存在する。

こうした“悪質な滞納者”に対しては、適切に納付する市民との公平性を確保するために、これまで以上に強い姿勢で臨む必要があり、「強制徴収公債権」については適切に滞納処分を実施し、滞納処分規定のない「非強制徴収公債権」及び「私債権」については、以下のとおり裁判所への法的手段を含めた効果的な債権回収手段の導入を検討する。

なお、簡易裁判所で取り扱う民事事件については、主に以下のとおり4種に分類されるが、このうち、市の非強制徴収公債権及び私債権の回収に関し、職員削減を進める中においても手続や費用等の面から一定の効果が期待できる「（3）少額訴訟」と「（4）支払督促」について検討する。

○簡易裁判所で取り扱う民事事件一覧

種 類		概 要
(1)	民事訴訟	～判決によって解決を図る手続～ 裁判官が、法廷で双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして最終的に判決によって紛争の解決を図る手続
(2)	民事調停	～話合いで解決を図る手続～ 裁判官と一般人から選ばれた調停委員からなる調停委員会が合意をあっせんし、当事者の話合いによる紛争の適切妥当な解決を図る手続
(3)	少額訴訟	～原則1回の審理で行う迅速な手続～ 60万円以下の金銭の支払を求める場合に利用できる特別な民事訴訟手続
(4)	支払督促	～書類審査で行う迅速な手続～ 申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を督促する手続。相手方がこれに異議を述べると、訴訟手続に移行する。

○出典：裁判所ホームページより抜粋調整

A：少額訴訟

(1) 少額訴訟について

「少額訴訟」については、民事訴訟法 368 条で定められる手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める訴えについて、原則として 1 回の審理で紛争解決を図る手続である。即時解決を目指すため、証拠書類や証人は、審理の日にその場ですぐに調べることができるものに限られる。

また、同じ申立人が同一裁判所に訴えることができる少額訴訟の回数は、年間 10 回までに制限されている。

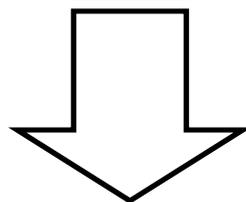
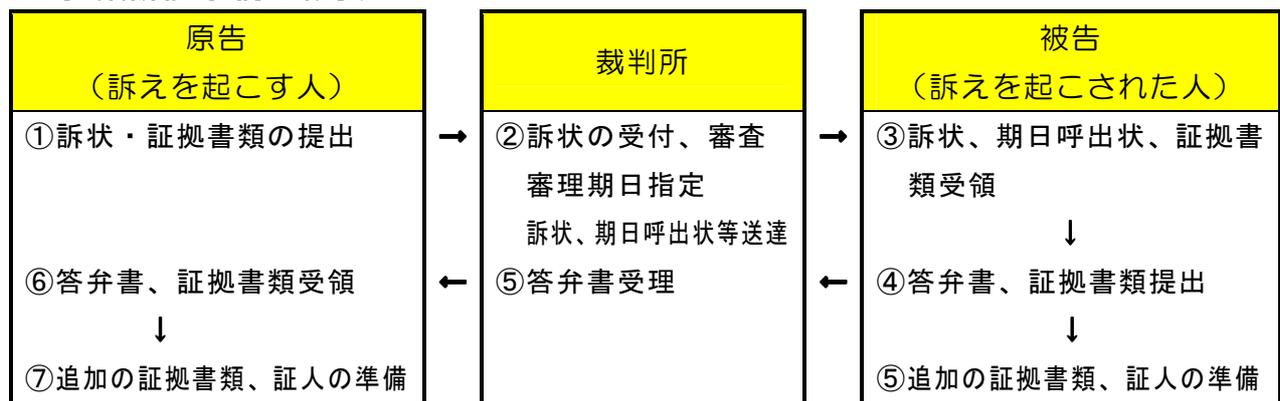
○民事訴訟法

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

- 2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。
- 3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

○少額訴訟手続の概要



～審理～ (審理は原則 1 回)		
【原告】 ・ 主張の提出 ・ 証拠の申出	【裁判所】 ・ 双方の言い分を聴いて、争点を整理 ・ 証拠書類、証人等の取り調べ	【被告】 ・ 主張の提出 ・ 証拠の申出

(2) 手続の特徴

- ・ 60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限る。
- ・ 1 回の審理で判決することを原則とする。
- ・ 安価な費用
手数料＝請求金額の約 1%の収入印紙代＋郵券代（切手）
※裁判所により異なる

○費用の例：請求金額 60 万円の場合＝約 11,000 円 (内訳) 手数料 6,000 円＋郵券代約 5,000 円

- ・ 同一簡易裁判所での利用回数は、年間 10 回までに制限されている。
- ・ 被告が望んだ場合、通常訴訟に移行する可能性がある。
- ・ 訴訟の途中で話し合いにより解決することもできる。（和解）
- ・ 原告の言い分が認められる場合でも、分割払、支払猶予、遅延損害金免除の判決がされることがある。
- ・ 判決書又は和解の内容が記載された和解調書に基づき、強制執行を申し立てることができる。
- ・ 不服申立ては、異議の申立てに限られる。（控訴不可）

(3) 行政が実施する場合の課題等

少額訴訟は、地方公共団体が行う“訴えの提起”に該当するため、議会の議決事項（地方自治法 96 条 1 項 12 号）となり、訴訟手続開始前に議会を開催し、議決される必要がある。

また、60 万円を超える額の訴訟や年間 10 回以上の訴訟を行う場合には、通常の民事訴訟手続となる。

※水道料金、病院診療費については、地方公営企業法上、訴えの提起に関する議会の議決は不要（地方公営企業法 40 条）

B：支払督促

(1) 支払督促について

“支払督促”は、民事訴訟法 382 条～396 条で定められる督促手続で、金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者の申立てにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に、裁判所から「支払督促」（督促状）を発付する手続である。

2 週間以内に債務者から異議の申立てがなければ、債権者の申立てにより裁判所は支払督促に「仮執行宣言」を付し、さらに 2 週間以内に異議申立てがなければ、当該支払督促は確定判決と同一の効力を有することとなり、強制執行の手続に入ることができる。

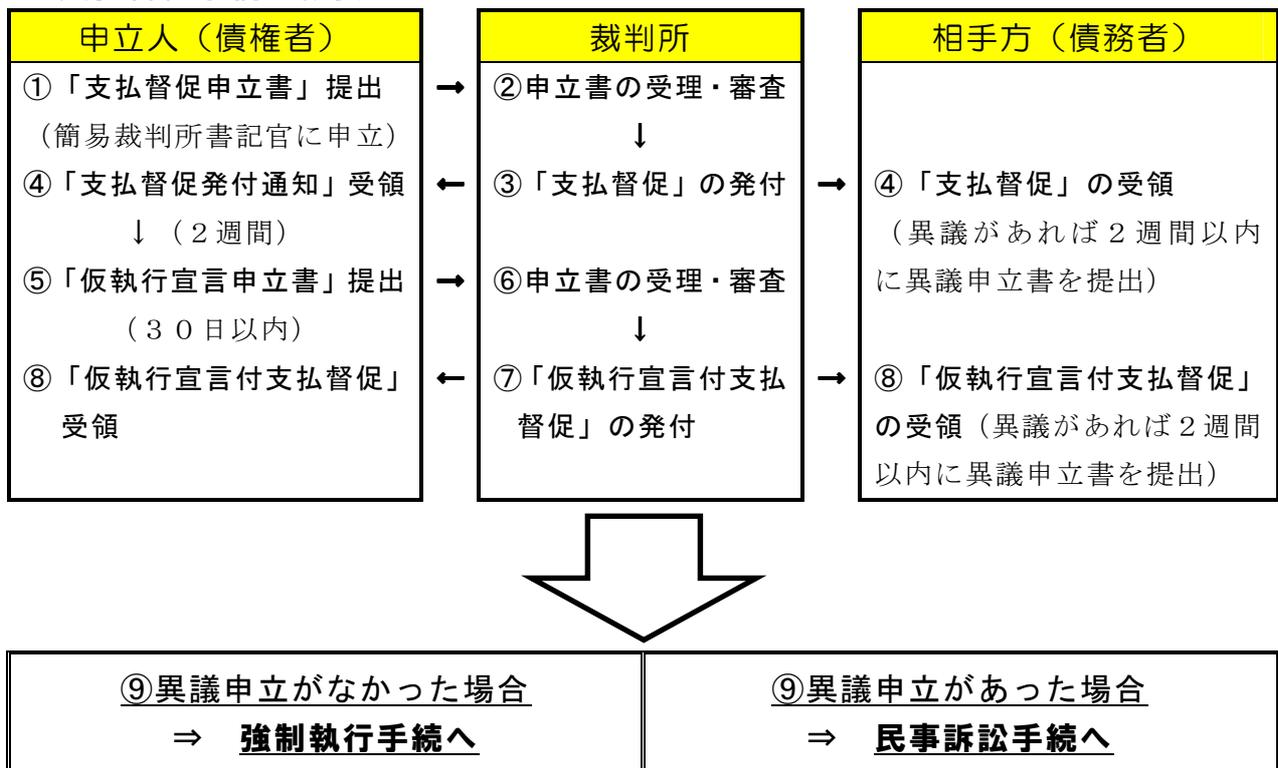
○民事訴訟法

(支払督促の要件)

第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。(略)
(支払督促の申立て)

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

○支払督促手続の概要



◎申立先：相手の住所を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官

- 債務者が市内在住の場合：半田簡易裁判所 支払督促係
- 債務者が市外在住の場合：その地域を所管する簡易裁判所

(2) 手続の特徴

① 簡易な手続

- ・請求金額の制限なし（簡易裁判所での取扱いは140万円以下）
- ・書面審査のみで、裁判所への出頭は不要
- ・申立書に問題がなければ裁判所から債務者（相手方）に支払督促を発付

② 迅速な手続

- ・債務者からの異議がなければ、早くて1ヶ月余で強制執行手続が可能
 - ・訴訟のように、債務者を呼び出しての事情聴取、証拠調べなどは一切なし
- ※ただし、債務者から異議申立があると、市が訴えの提起を行ったこととなり、訴訟手続へ移行するため裁判所への出頭が必要となる。

③ 安価な費用

○費用の例：争う金額が10万円以下の場合＝2,400円

（内訳）手数料500円＋切手代1,050円＋提出費用800円＋はがき50円

※手数料は通常の訴訟（訴えの提起）の手数料の2分の1の額

【手数料一覧】

争う金額	申立の手数料	計算方法
～10万円以下	500円	100万円まで
10万円超～20万円以下	1,000円	10万円ごとに 500円
20万円超～30万円以下	1,500円	（以降、100万円超～500万円まで 20万円ごとに 500円など）
（中略）		
90万円超～100万円以下	5,000円	

④ 期待される効果

裁判所書記官から支払督促状が送られることにより、債務者に対して多大な心理的プレッシャーを与えることができ、支払いに応じさせる可能性を高めることができる。

また、債務者がこの督促状を放置して異議申立て期間が経過すれば、債権者は債務者の財産に強制執行することも可能になる。

(3) 支払督促の対象債権

① 効果が期待できる債権

- ・債務者が債務の存在や額を認めているが支払う意思がない債権
- ・債務者に相当の資産がある債権
- ・明確な証拠がある等、債務者が異議申立をしない（裁判までしない）と想定される債権

※ただし、どんな場合でも通常の訴訟になる可能性はあり

② 効果が期待できない債権

- ・債務者が債務の存在や金額を認めない債権（異議申立を行う可能性が高い）

(4) 提出書類等

NO.	書類等	部数	備考
1	支払督促申立書	1	①「申立書」、②「当事者目録」、③「請求の趣旨及び原因」の順にホチキス止め、各ページ右上に捨印を押す。
2	収入印紙	—	申立額による。(10万円以下の場合500円)
3	当事者目録のコピー	2	印鑑は押さない。他に1部コピーして控えを保管すること。
4	請求の趣旨及び原因のコピー	2	同上
5	郵便切手	—	@1,050円×債務者数
6	無地の長型3号封筒	債務者数	要：債務者の宛名書き
7	官製ハガキ	債務者数	要：債権者の宛名書き
8	資格証明書(登記簿登本)	各1	債権者・債務者が法人の場合のみ

(5) 行政が実施する場合の課題等

債務者から“異議”を申立てられた場合には、支払督促申立て時に遡って訴えの提起があったとみなされ(民事訴訟法395条)民事訴訟に移行する。

この場合、地方公共団体が行う「訴えの提起」に該当するため、議会の議決事項(地方自治法96条1項12号)となり、現状では異議申立がされる都度、臨時議会を開催し議決を求める等の手続が必要で、円滑な支払督促手続の実施には課題がある。

※水道料金、病院診療費については、地方公営企業法上、事務管理者が主体となるため、議会の議決は不要(地方公営企業法40条)

◎法的手段に係る今後の対応 ～「支払督促」の活用～

「少額訴訟」については、60万円までの上限が定められていること、年間10回までと回数制限があること等、制度上の制約があるとともに、必ず1回の審理に出廷が必要なため準備が必要なこと等、事務的な負担も見込まれる。

一方、「支払督促」については、簡易で迅速な手続、安価な費用、異議申立がなければ出廷も不要等、市が活用しやすく効果も期待できる制度と考えられる。

以上のことから、非強制徴収公債権及び私債権に関する強制執行に係る法的手続を実施する場合には、「支払督促」の活用を基本とする。

また、債権や債務者の状況等、必要に応じて「少額訴訟」の手続についても検討することとする。

(参考1：「支払督促」と「少額訴訟」の比較)

手続	特色	適当な事例	短所
支払督促	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭債権について、一括支払いの債務名義を取得することが期待できる。 ・相手方から、分割払いしたいとの理由で異議が出されることで、裁判上の和解を期待することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭債権について、裁判上の和解ないし債務名義の取得を求めたいとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄が債務者の住所地の裁判所となるため、遠隔地の債務者に対しては手続を取りづらい。 ・相手方から異議が出されると、専決処分が許されていない限り、その時点で議決をとる必要性が生じる。
少額訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に債務名義をとりつつ、資力に応じた分割払いを求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少額の金銭債権について、迅速に債務名義をとりつつ、資力に応じた支払を求めたいとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・60万円以下の金銭債権に限られる。

○出典：「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」（第一法規）より抜粋・調整

(参考2：支払督促の実施例)

○医療費の支払督促（常滑市民病院 事務局管理課）

- ・実施時期：平成24年4月～6月
- ・申立先：名古屋地方裁判所 半田支部 半田簡易裁判所
- ・請求内容：医療費（入院費）
- ・申立件数：1人1件
- ・債権金額：計68,150円（うち納期到来分40,000円の支払を申立て）
- ・実施結果：

H24.4.27 簡易裁判所に上記40,000円の支払督促を申立て。

H24.5.9 債務者から督促に対する異議申立てあり。これにより申立て時に遡って訴えの提起があったものとみなされ訴訟となる。

※異議内容：債務全額68,150円の一括支払いを求めるもの。

H24.5.21 半田簡易裁判所民事訴訟係から訴訟に係る期日呼出状

H24.6.12 第1回口頭弁論～和解

(和解内容)

債務者は計70,550円（債務全額68,150円及び支払督促申立費用2,400円）を7月10日に振り込みにより市民病院へ支払う。

7. 外部委託の検討

(1) 外部委託の想定業種について

市の債権回収に係る外部委託の可能性について、委託先の民間事業者として以下4業種を想定し検討する。

① 弁護士

債権回収に関する訴訟手続等、各種「法律事務を行うこと」については、弁護士法3条により“弁護士”の職務等とされており、また、同法72条では、他の法律に別段の定めがある場合を除き、弁護士でない者が「法律事務」を取り扱うことを禁止している。

したがって、第3者に訴訟等法的手続を委託する場合には、訴訟の限度額や費用等の制限を考慮しない場合には、原則、“弁護士”が候補となる。

② 認定司法書士

司法書士は、登記又は供託に関する手続の代理や、裁判所、検察庁又は法務局に提出する書類を作成すること等を主な業務としている。

一方、特別な研修を受けて試験に合格し法務大臣の認定を受けた「認定司法書士」は、簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件）等について弁護士と同じように代理業務（簡裁訴訟代理等関係業務）を行うことができる。

○簡裁訴訟代理等関係業務（簡易裁判所における以下業務）※法務省資料より

- (1) 民事訴訟手続、(2) 訴え提起前の和解（即決和解）手続、(3) 支払督促手続、
- (4) 証拠保全手続、(5) 民事保全手続、(6) 民事調停手続、(7) 少額訴訟債権執行手続、
- (8) 裁判外の和解の各手続について代理する業務、(9) 仲裁手続、
- (10) 筆界特定手続について代理をする業務等

③ 債権回収会社（サービサー）

「債権管理回収業に関する特別措置法」で定める「債権管理回収業」については、“特定金銭債権（※）”を譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって管理及び回収等の営業を行う業種をいい、「債権回収会社（サービサー）」については、法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた株式会社をいう。

（※）特定金銭債権

“特定金銭債権”については、債権管理回収業に関する特別措置法により「金融機関等の有する貸付債権」、「金融機関等の有していた貸付債権」、「金融機関等の貸付債権の担保権の目的となっている金銭債権」、「リース契約に基づいて生じる金銭債権」等が規定されている。

④ 一般民間事業者

ここでは、一般民間事業者としてコールセンター業務を受託できる人材派遣会社等を想定する。

(2) 外部委託内容等について

市の債権回収に係る民間事業者への委託については、「A:非法律事務」、「B:法律事務」、「C:訴訟等手続」の3区分の業務について、民間事業者である4業種（弁護士、認定司法書士、債権回収会社（サービサー）、一般民間事業者）への委託を想定し、委託内容等を以下のとおり整理した。

○想定する外部委託内容等一覧

区分	委託内容等		費用
A .. 非法律事務	①自主的納付の呼びかけ(コールセンター業務)等		業務内容による委託手数料等を支払い
	<ul style="list-style-type: none"> 電話による納付案内を平日、夜間及び土日祝日に実施 その他、法律事務に係る補助業務（督促状・催告書の作成、送付等） 		
	対象債権	強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士、債権回収会社（サービサー）、一般民間事業者	
督促 （行政処分のため外部委託不可）			
B .. 法律事務	②納付の請求(催告)・納付相談		契約により回収できた債権額のうち一定割合（3割等）を成功報酬として支払い
	<ul style="list-style-type: none"> 催告書の送付や電話による納付の請求行為 支払い約束日の設定、支払の相談等 		
	対象債権	強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士（140万円以下）	
C .. 法的手続	③簡易裁判所における法的手続		業務内容による委託手数料等を支払い
	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な債権について支払督促等法的手続を実施 		
	対象債権	非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士（140万円以下）	

※「法律事務」とは、弁護士法3条（弁護士の職務）で定められる“訴訟事件”、“非訟事件”及び“審査請求”、“異議申立て”、“再審査請求”等に係る事務をいう。

(3) 委託に関する今後の対応等

A：非法律事務

①主な委託想定先（一般民間事業者）

自主的納付の呼びかけ等“コールセンター業務”の委託については、弁護士や認定司法書士等の資格も不要であることから、「④一般民間事業者」を主な委託想定先とする。

②委託に関する効果と課題等

期待される効果	課題等
<ul style="list-style-type: none">・ 電話催告等内部事務の軽減・ 自主的な支払いの期待	<ul style="list-style-type: none">・ 納付の有無に関わらず発生する業務の委託費

③今後の対応 ⇒ 債権の性格や費用対効果を見極めながら委託を検討

自主的納付を呼びかけるコールセンター業務については、現年度分の納付の失念等、軽易な滞納債権には一定の効果が期待できる。

しかし、過年度分等の悪質な滞納債権に対する効果が限定的になることが見込まれ、費用対効果を見極めながら委託を検討する。

B：法律事務

①主な委託想定先（認定司法書士）

140万円以下の債権に係る電話や文書による納付の請求・納付相談等法律事務の代理実施、また、法的手続の実施に至った場合に簡易裁判所において弁護士と同じように代理人になることができる「②認定司法書士」を主な委託想定先とする。

②委託に関する効果と課題等

期待される効果	課題等
<ul style="list-style-type: none">・ 電話催告等内部事務の軽減・ 債務者への心理的圧力・ 自主的な支払いの期待・ 債務者が応じない場合には、そのまま支払督促手続への移行も可能	<ul style="list-style-type: none">・ 入金額に対して高率な割合で発生する成功報酬

③今後の対応 ⇒ 回収が困難な債権に関する委託を検討

納付の請求等の委託は、一定の効果が期待できる一方で高率な成功報酬の支払いが必要なため、回収できる可能性が高い滞納案件には、本来不要な報酬の支払いが発生することが想定される。

従って、債務者に支払能力があるにも関わらず支払う意思がない場合や所在不明の場合等、市では回収が困難な債権に関する委託を検討する。

C：法的手続**①主な委託想定先（認定司法書士）**

B：法律事務（委託想定先：認定司法書士）と同じ理由で、「②認定司法書士」を主な委託想定先とする。

②委託に関する効果と課題等

期待される効果	課題等
<ul style="list-style-type: none">・ 電話催告等内部事務の軽減 （書類作成等で一時的に増加あり）・ 債務者への心理的圧力・ 自主的な支払いの期待	<ul style="list-style-type: none">・ 強制徴収公債権には利用不可

③今後の対応 ⇒ 委託料等の費用が不要な職員による内部実施を検討

「支払督促」の実施については、一定の事務は生じるものの、通常の訴訟手続と比較すると必要書類・手続等の事務負担は軽易で相当の効果が期待できるため、職員による実施を検討する。

8. 債権の放棄等

滞納される各種債権については、公平性確保のためにも全額回収することを原則に、時効の中断措置を図りながら滞納処分等を実施する。

しかしながら、効率的・合理的な管理のため、債務者の状況等に応じて、必要があれば滞納処分の停止や債権の放棄を以下のとおり適正に行うこととする。

なお、債権の放棄（権利を放棄すること）については、地方自治法 96 条 1 項 10 号により、政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決事件として規定されている。

（1）非強制徴収公債権及び私債権の放棄

「私債権」については、時効期間の満了後に債務者による“時効の援用”がなされることにより、債権が消滅する。

しかしながら、債務者の資産状況等から将来的にも回収が不可能と認められる債権や、債務者が所在不明で時効の援用がなされない債権等については、法的に債権が消滅しないために、回収見込みがないにも拘らず継続的な管理事務が発生する。

今後については、法的手段等を尽くしても明らかに回収の見込みがない私債権で、下記「債権放棄を想定する状況」に該当する場合には、効率的な管理のために適切な手順を踏んで債権を放棄することとする。

なお、非強制徴収公債権については、時効の援用なしに債権が消滅するため下記（1）は除くが、その他の項目については私債権と同様の扱いとする。

○債権放棄を想定する状況

- （1）消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （2）債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、債権の回収見込みがないとき。
- （3）債務者が死亡し、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用や市の債権等の金額に満たないと見込まれるとき。
- （4）破産法等の規定により、債務者が当該私債権等の責任を免れたとき。
- （5）強制執行等の手続をとっても完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、回収見込みがないとき。
- （6）徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、回収見込みがないとき。

（2）強制徴収公債権の消滅

「強制徴収公債権」については、時効期間を満了することで時効の援用なしに債権が消滅するため、適切に時効の中断措置を図りながら、滞納処分等による回収に努めることとする。

しかしながら、あらゆる手段を尽くしても、債務者の資産状況等から回収が不可能な債権については、時効期間の満了の他、地方税法 15 条の七で規定される滞納処分の執行停止 3 年間継続又は執行停止後即時消滅によって債権が消滅することとなる。

9. 滞納情報の取扱い

(1) 個人情報の保護

債権管理は市民の個人情報そのものを取り扱う業務であることから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の情報共有にあたっては、地方公務員法34条（守秘義務規定）、地方税法22条（罰則規定）、常滑市個人情報保護条例等に十分に留意する必要がある。

(2) 強制徴収公債権に係る滞納情報の共有

平成19年3月27付の総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」により、国税徴収法141条が適用される「市税」、「国民健康保険料」及び「保育所保育料」等の“強制徴収公債権”に関する滞納者の情報については、その情報の共有は“差支えない”との見解が示されており、これに基づき、必要に応じて庁内における滞納処分に係る必要な滞納情報の共有を図ることとする。

【情報共有が可能な強制徴収公債権】

市税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育園保育料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金

(3) 非強制徴収公債権及び私債権に係る滞納情報の取扱い

滞納処分規定のない“非強制徴収公債権”及び“私債権”については、上記総務省通知の対象とされていないため、庁内における滞納情報の共有は認められておらず、これまでどおり各課の情報により対応していく必要がある。

10. 円滑な債権回収の実施に向けた環境整備

(1) 「常滑市債権管理条例」の制定

現在、各課で個別に行われている債権管理のルールについて、関係法令に基づきあらためて整理し、職員の異動や組織の見直しがあっても、統一かつ継続的に適正な債権管理ができる環境整備のため、県内先進事例等を参考にしながら、新たに「常滑市債権管理条例」を制定する。

条例では、本方針でとりまとめた債権管理に関する基本的事項、債権回収に関する対応、債権の放棄等について定めることとし、全庁的に条例に基づいた債権管理を行うこととする。

なお、債権の放棄は、地方自治法 96 条 1 項 10 号で議決事件と規定されているが、明らかに回収が不可能な債権の放棄を適正かつ円滑に実施するため、本条例に債権の放棄及び放棄した場合の議会への報告義務を規定することとする。

(2) 訴訟手続に係る議決に関する課題への対応

「常滑市債権管理条例」に基づき債権回収に係る訴訟手続を実施する場合、数千円～数万円等の少額な債権の“訴えの提起”に関しても地方自治法 96 条 1 項 12 号により議会の議決が必要になる。

より円滑に各種手続を実施するため、簡易裁判所への 140 万円以下の訴えの提起、また、市営住宅に関する家賃等の支払いと明渡しに関する訴えの提起等について、「市長の専決事項の指定について（昭和 52 年 12 月 22 日議決）」に追加されるよう、市議会に対して依頼することとする。

○市長の専決事項の指定に係る追加依頼について

【現行】（昭和 52 年 12 月 22 日議決）

市長の専決事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上、市の義務に属する 1 件 50 万円以下の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

【追加例】

- 2 市の債権に係る裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額（※）の訴えの提起、和解及び調停に関すること。（※）140 万円以下

- 3 市営住宅の家賃等の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

(3) 債権回収に係る法的手続の専門組織の検討

債権回収に係る各種手続については、当面は各所管課において債権の整理から法的手続まで実施するが、職員削減を進める中でより効率化を図るため、将来的には、税始め各種債権のうち悪質な滞納債権に係る法的手続を集約実施する組織として、「債権回収対策室（仮称）」を設置することを検討することとする。

11. 債権回収に係る今後の方針（まとめ）

「常滑市債権管理条例」の制定等を経て、債権管理に関する各種環境が整った段階において、以下のとおり各種債権の回収について取り組むこととする。

(1) 「強制徴収公債権」に関する対応

①回収見込みのある債権等（納付失念等を含む滞納初期段階の債権等）

回収見込みのある滞納債権や一定の事情が認められる滞納債権については、引き続き職員からの督促、催告、納付相談等に努める。

②悪質な債権等（納付に関し誠意のない債権等）

支払能力があるにも関わらず市の督促や催告に応じない、また納付に関し誠意のない等の悪質な債権については、滞納処分を検討・実施する。

③委託の検討

債権の状況等により効果が見込まれる場合には、自主的納付の呼びかけ・催告等に関し、一般民間事業者や認定司法書士への委託を検討する。

④債権の消滅

あらゆる手段を尽くしても回収不可能な債権は、時効期間満了の他、地方税法に基づく滞納処分の執行停止3年間継続又は即時消滅をもって消滅する。

(2) 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に関する対応

①回収見込みのある債権等（納付失念等を含む滞納初期段階の債権等）

回収見込みのある滞納債権や一定の事情が認められる滞納債権については、強制徴収公債権と同様、職員からの督促、催告、納付相談等に努める。

②悪質な債権等（納付に関し誠意のない債権等）

支払能力があるにも関わらず市からの督促や催告に応じない、また納付に関し誠意のない等の悪質な債権については、裁判所への“支払督促”の申立を検討・実施する。

③委託の検討

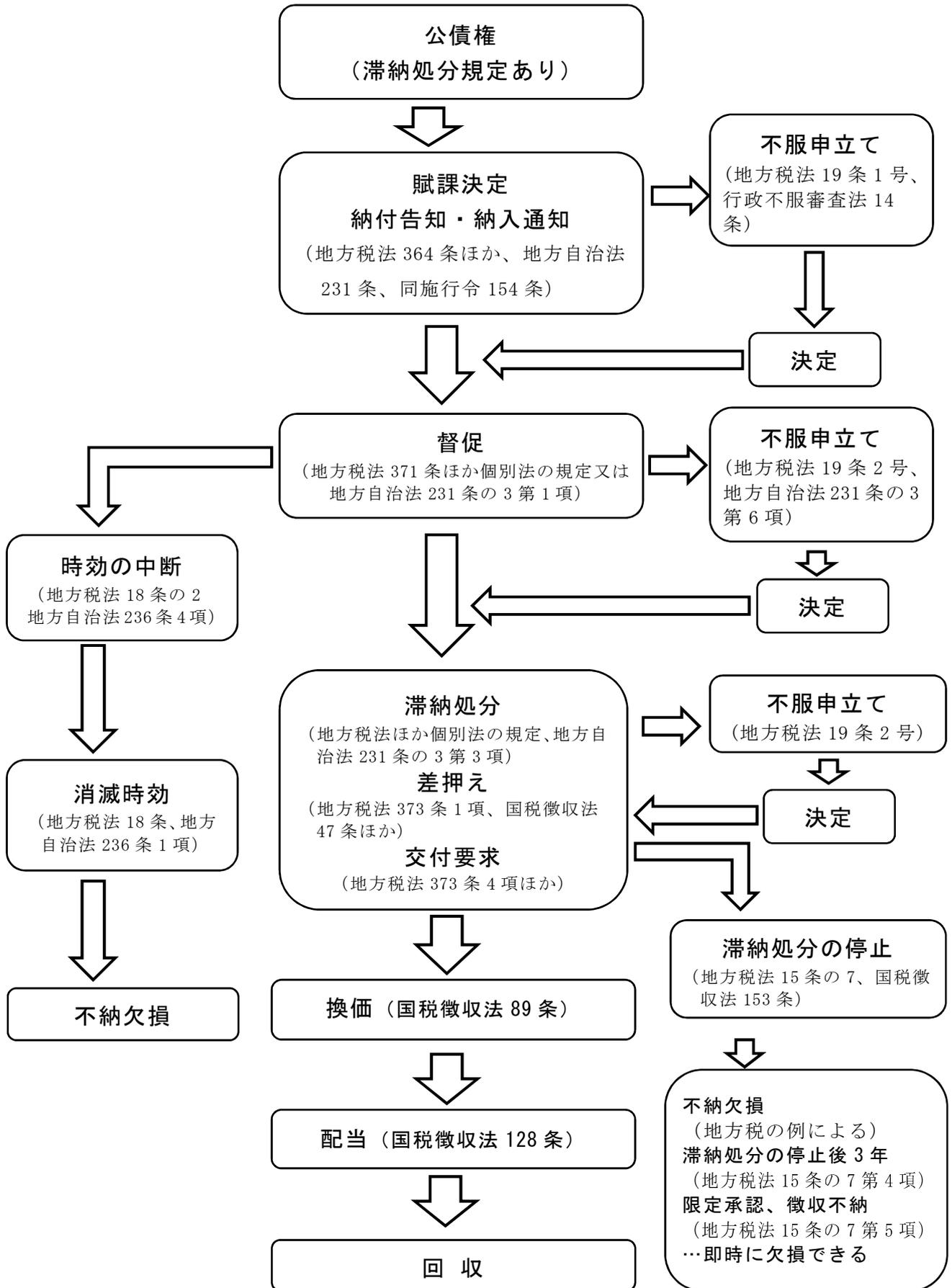
債権の状況等により効果が見込まれる場合には、自主的納付の呼びかけ・催告等に関し、一般民間事業者や認定司法書士への委託を検討する。

また、支払督促実施の際、債務者の状況等一定の事情により市職員での対応が困難な場合には、認定司法書士への委託を検討する。

④債権の放棄

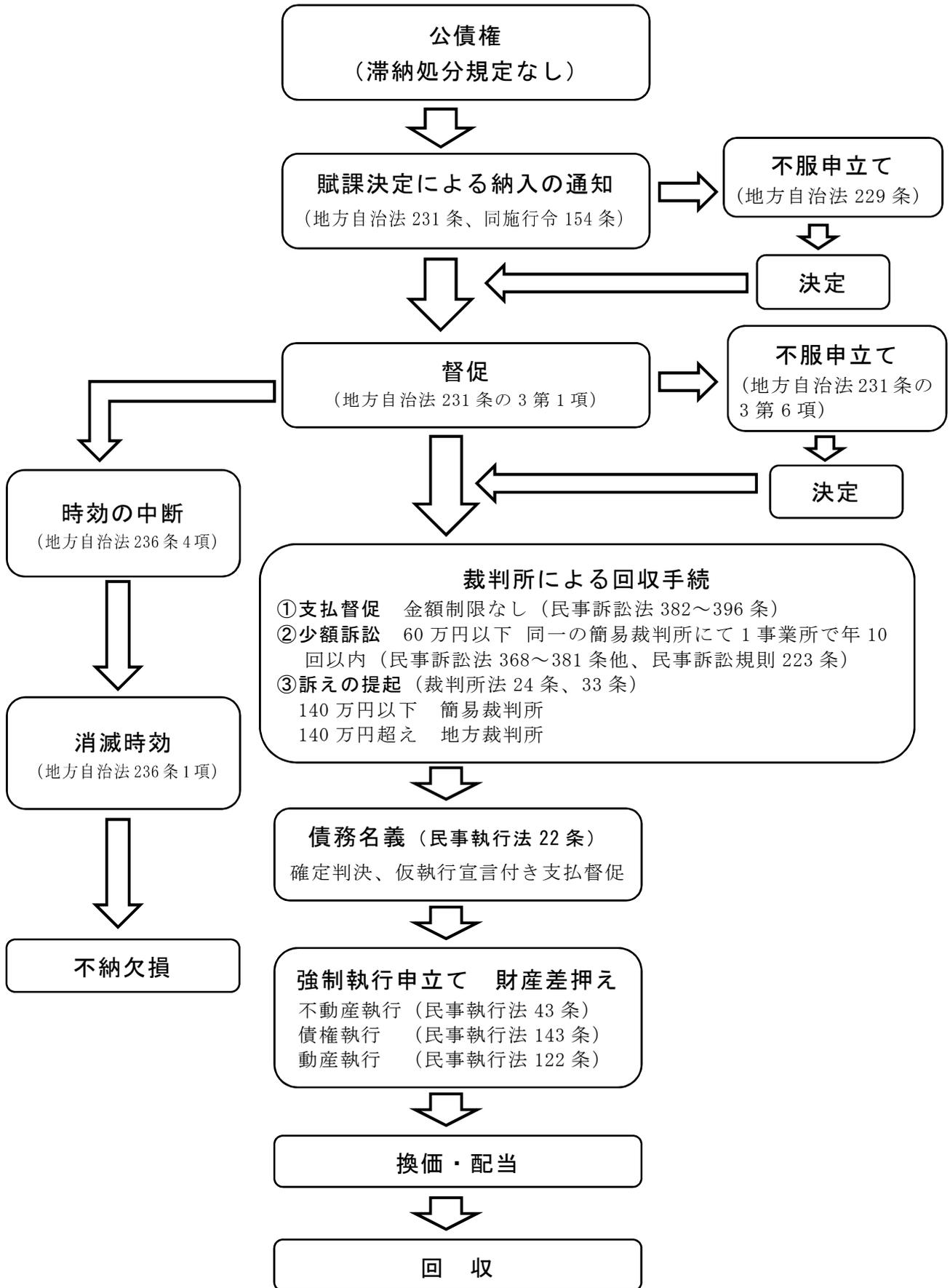
あらゆる手段を尽くしても回収不可能な債権は、常滑市債権管理条例に基づき適切な手順を踏んで債権を放棄することとする。

【参考資料 1】 強制徴収公債権の債権管理フロー図（例）



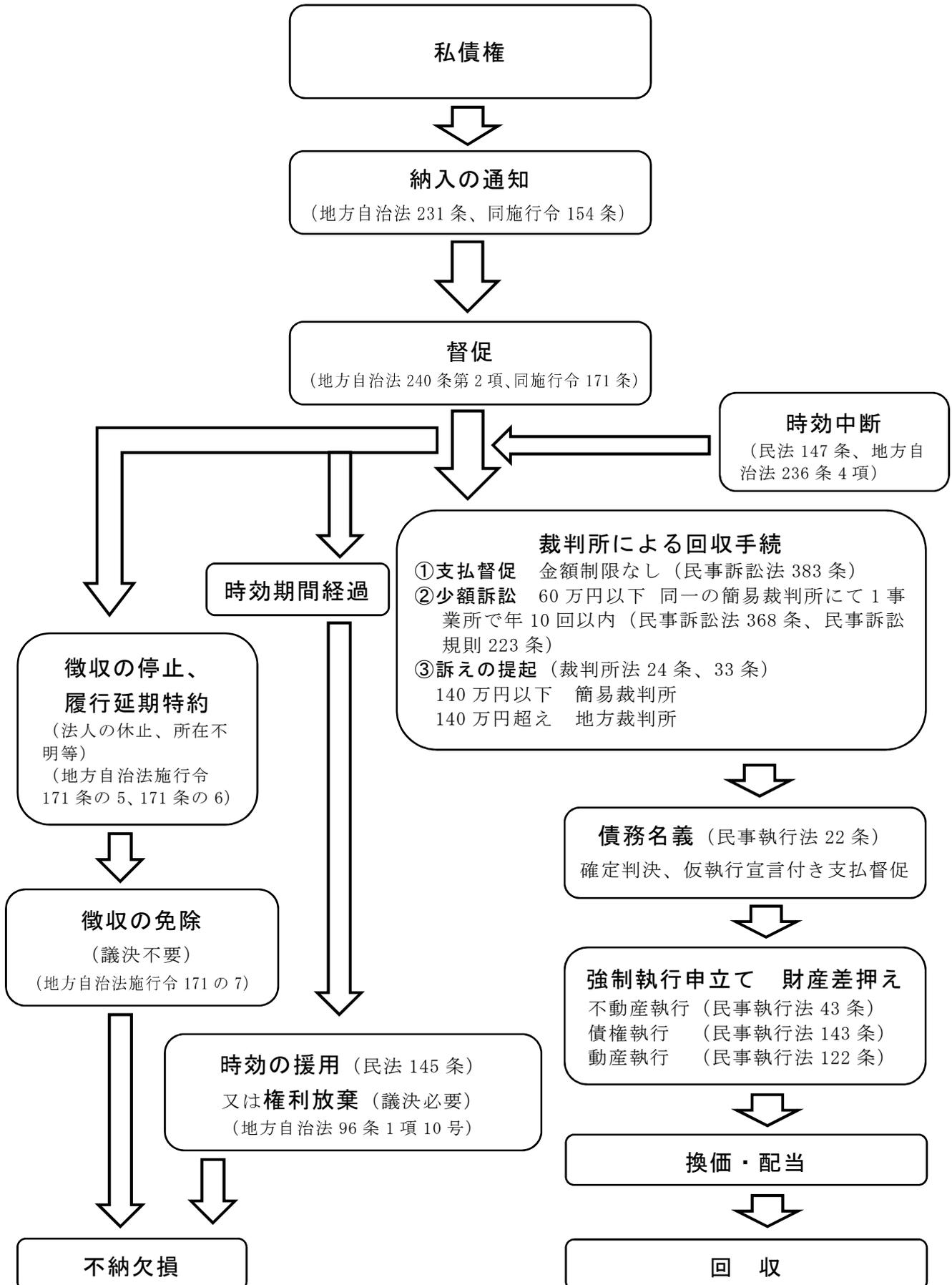
○出典：「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」（第一法規）より抜粋・調整

【参考資料 2】 非強制徴収公債権の債権管理フロー図（例）



○出典：「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」（第一法規）より抜粋・調整

【参考資料3】私債権の債権管理フロー図（例）



○出典：「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」（第一法規）より抜粋・調整

(平成 25 年 1 月)

検討・編集：収納業務関係課長会議

発行：企画部企画課